令和7年度 日高市立高萩小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。さらに、その子の生命及び身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

そこで、高萩小学校では、すべての子どもがいじめを行わないようにする、いじめを分かっていながらこれを放置することがないようにするため、いじめの防止等のための対策を行っていきます。

(いじめの禁止)

すべての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 学校におけるいじめの防止

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重要目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに 組織的に取り組む。正義が通る学校を目指す。
- (イ) 児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充 実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に児童・生徒が自主的に 行う活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権教育に力を 注ぐ。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめの調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童・生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 児童・生徒対象のいじめアンケート調査 年3回実施(毎学期ごと)
- ② 保護者対象いじめアンケート調査 年1回以上実施
- ③ 教育相談を通じた学級担任による児童・生徒からの聞き取り調査 随時(10月、個人面談等)
- (イ) いじめの相談体制

児童・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラー、ふれあい相談員の活用
- ② いじめ相談窓口の設置
- (ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ 「ネットいじめ」や「ネットトラブル」に関する対策

児童・生徒及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめ(誹謗中傷やいやなことをされる)を防止し、効果的に対応できるようにするため、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止会議」の設置

いじめの防止等を効果的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止会議」を設置する。

〈構成員〉(生徒指導委員)

校長、教頭、主幹教諭(教務主任)、生徒指導主任、生徒指導部員、教育相談主任、 教育相談部員、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭

〈活動〉

- ① いじめの早期発見に関すること (アンケート調査、教育相談等)
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童・生徒の理解を深めること。

〈開催〉

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合にはすみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・生徒および保護者に対する支援と、いじめを行った児童・生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、 保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置等を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争い生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共 有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、日高市教育委員会及び飯能警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、日高市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 日高市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 調査結果については、いじめを受けた児童・生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。